

犯罪被害者等支援に特化した主な取組事例（まとめ）

1 相談及び情報の提供

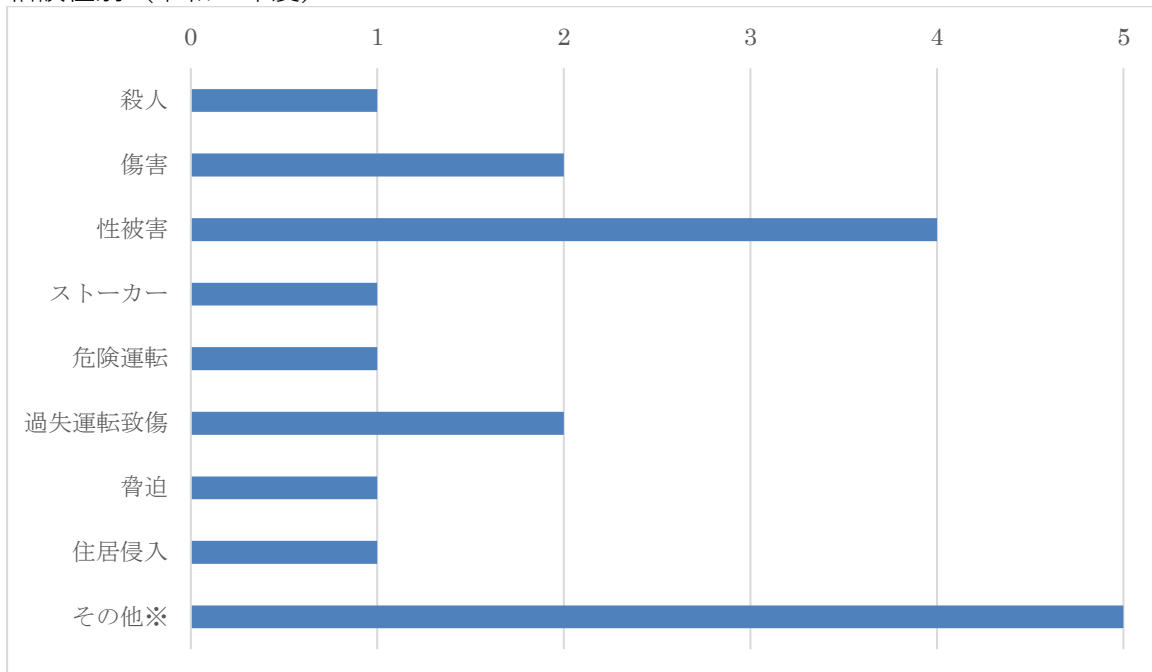
（1）犯罪被害者等支援総合窓口の設置

相談件数（令和元年度～令和6年度）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	4	4	10	15	18	4

※ R6年度は10月末時点

相談種別（令和5年度）



※ 「その他」は制度内容や支援団体の問合せ

2 心身に受けた被害及び影響からの回復

（1）カウンセリング費用の助成

犯罪被害者等が、心理的外傷（PTSD）やその他の犯罪等により心身に受けた被害や影響から回復するために、臨床心理士等の専門家から受けるカウンセリング費用の助成を行うもの（上限 15 万円）

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	0	0	0

※R6年度は
10月末時点

5 居住の安定

(2) 転居費用の助成

犯罪等や二次的被害または再被害により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等に対して、速やかな居住の安定を図るため、転居にかかった費用について助成を行うもの（上限 20 万円）

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	0	2	0

※R6年度は10月末時点

7 経済的負担の軽減

(1) 犯罪被害者等見舞金の支給

犯罪被害に遭われた方やそのご家族に対して、被害の早期回復及び軽減を図るために支給するもの（重傷病見舞金 10万円 遺族見舞金 30万円）

年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	遺族見舞金	重傷病見舞金	遺族見舞金	重傷病見舞金	遺族見舞金	重傷病見舞金	遺族見舞金	重傷病見舞金
件数	1	0	0	1	0	7	0	2

※ R6年度は10月末時点

(2) 犯罪被害者等にかかる資金の貸付け

犯罪等の被害を受けたった目に資金を必要とする犯罪被害者等に対して、無利子での資金の貸付を行うもの（上限 50万円）

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	0	0	0

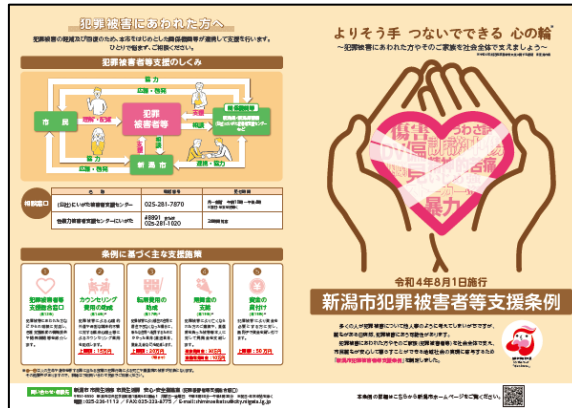
※ R6年度は10月末時点

8 市民等の理解の増進

(1) 市民全般へ向けた広報啓発活動

件名 リーフレットの配布

実施内容 本条例の趣旨を分かりやすく伝えるためのリーフレットをパネル展等のイベントで配布を行った。



○一般向けリーフレット

件名 SNSによる周知

実施内容 Facebook、X（旧 Twitter）において犯罪被害者等支援に関する周知を行った。



○SNS 配信画面

件名 ラジオ CM 放送による周知

実施内容 BSN ラジオ、FM にいがた、FM けんと等のラジオ局にて、犯罪被害者等支援に関する周知を行った。

件名 Yahoo!における周知

実施内容 Yahoo!の自治体ページにて、犯罪被害者等支援に関する周知を行った。



【11月は被害者支援を考える月間】犯罪・交通事故被害者に理解と支援を
お知らせ 更新：11/2(木) 16:00

犯罪の被害に遭った方やそのご家族は、犯罪そのものによる直接的な被害だけでなく、精神的、経済的な被害など様々な損害を受けています。
犯罪被害者等のみなさんが、受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏な生活に戻るためには、地域のすべての人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が必要です。
毎年11月の「新潟県被害者支援を考える月間」に合わせて、新潟県では犯罪被害者等支援に関するイベントを開催します。

【日時】11/25(土) 13:30~16:10
【会場】新潟ユニゾンプラザ(中央区上所2-2-2)
【定員】先着300名 以下フォームよりお申し込みください
https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=6983
【料金】無料
【内容】
・犯罪被害者支援についての講演
・新潟県警音楽隊によるミニコンサート など

このほかにも、電話・面接相談や自助グループ活動などを行う「にいがた被害者支援センター(025-281-7870)」や、新潟市で行っている被害に遭った方への経済的・精神的・住居支援などの制度もあります。ぜひご利用ください。

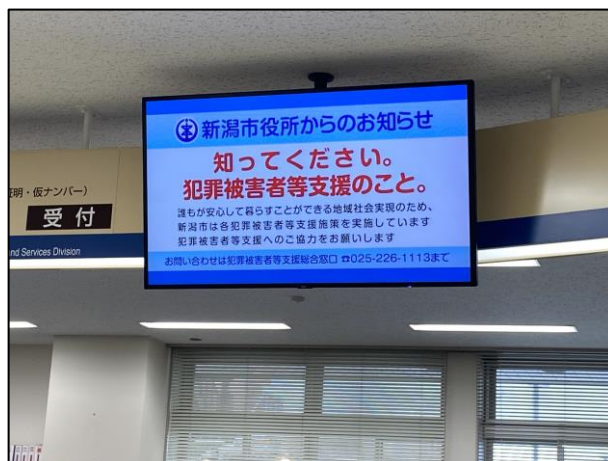
【問い合わせ】市民生活課(025-226-1113)

情報提供：新潟市

Yahoo!Japan 暮らし

件名 区役所デジタルサイネージにおける周知

実施内容 各区役所に設置されているデジタルサイネージにて、犯罪被害者等支援に関する周知を行った。



西区役所デジタルサイネージ

件名 大型商業施設デジタルサイネージにおける周知
 実施内容 大型商業施設に設置されているデジタルサイネージにて、犯罪被害者等支援に関する周知を行った。



イオンモール新潟亀田インター店デジタルサイネージ

件名 市報にいがたにおける周知
 実施内容 市報にいがたにて、犯罪被害者等支援に関する周知を行った。

暮らし 11月は「被害者支援を考える月間」
 犯罪・交通事故被害者に理解と支援を

■ 市民生活課 (☎025-226-1113)

■ にいがた被害者支援センター
 犯罪、交通事故などの被害者やその家族などを対象に、電話・面接相談や2カ月に1回の自助グループ活動などを行っています。

● 相談電話 ☎025-281-7870
 ● 相談日時 月～金曜10時～16時 ※祝・休日、12月29日(金)～1月3日(水)を除く。面接相談は電話で要予約

■ 支援を考えるイベントを開催
 犯罪被害者支援についての講演や新潟県警音楽隊によるミニコンサートなどを行います。

● 日時 11月25日(土)13時半～16時10分
 ● 会場 新潟ユニゾンプラザ(中央区上所2)
 ● 定員 先着300人 ● 参加費 無料
 甲 専用フォーム=右=から申し込み

経済的・精神的な被害を支援

被害に遭った人などにさまざまな支援を提供します。

● 経済的支援 見舞金の支給、無利子の資金貸し付けなど
 ● 精神的被害に対する支援 カウンセリング費用の助成など
 ● 住居についての支援 転居費用の助成など

※見舞金や貸し付け、助成金などは故意の犯罪行為による死亡や重症病の被害が対象。要件や金額、そのほかの支援など詳しくは犯罪被害者等支援総合窓口=下=に問い合わせ

● 犯罪被害者等支援総合窓口(市民生活課内)
 ● ☎025-226-1113 内☎025-223-8775
 ● 月～金曜 8時半～17時半
 ● ※祝・休日、12月29日(金)～1月3日(水)を除く

市報にいがた 令和5年11月5日号

件名 犯罪被害者等支援パネル展の開催

実施内容 11月14日から11月22日の期間中、新潟市中央区クロスパルにいがたにて、犯罪被害者支援の重要性や支援活動の紹介などが記載されたパネルの展示を新潟県と共催で行った。



9 教育活動の推進

件名 リーフレットの作成及び配布

実施内容 犯罪被害者等支援についてのリーフレットの配布により、学校における教育活動の推進を行った。



10 人材の育成

(1) 関係部署所属長との庁内連絡協議会の実施

犯罪被害者等支援にあたっては、既存の施策も活用していくことになることから、庁内における被害者支援施策に携わる関係部署の所属長と、犯罪被害者等支援施策の現状等について情報共有を行ったもの。(令和5年7月26日実施)

(2) 庁内関係部署職員に対する研修の実施

各支援業務に従事する職員を対象として、犯罪被害者等の支援に必要な情報及び知識の習得に努めるとともに、支援に必要な対応力の向上のために実施するもの。(令和6年3月1日実施)

11 民間支援団体に対する支援

犯罪被害者等が定期的に集まり話し合うことにより、問題の解決や克服につながることを目的とした自助グループの活動について、(公社)にいがた被害者支援センターにその開催運営を委託することで支援を行った。